

使用済ペットボトルの有償入札について

1. 現状

近年、容器包装廃棄物のうち使用済ペットボトルについては、中国における好景気等を受けて素材としての価値が上昇しており、市町村の中には、容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）へ引き渡さず、有償で売却をする例が増えている。

一方で、国内における再商品化能力が十分整備されてきたことから、国内の再商品化事業者の再商品化能力が協会による使用済ペットボトルの引取量を大きく上回る状況となっている。

これらの状況を受けて、協会は、平成 18 年度再商品化事業者の入札選定においては有償入札を認めることとしたが、落札の結果、有償入札が大半を占め、約 26 億円の有償入札による金銭が再商品化事業者から協会へ支払われる見込みとなった（落札単価の平均はマイナス 17,300 円、前年度はプラス 13,600 円）。

2. 対応の方針

容器包装リサイクル法では、缶、紙パック、段ボールのように、分別収集後に有償で取引されることが明らかなものは再商品化義務の対象から除かれているが、使用済ペットボトルが有償で入札されるのは、使用済ペットボトルがそのようなものに近づいている過渡的な状況の下で生じた事態である。

このため、使用済ペットボトルの有償入札により協会が得る金銭については、将来使用済ペットボトルの再商品化義務を免除し、市町村が独自に売却するようになった場合との連続性を考え、市町村に抛出する方向で検討することとした。

3. 今後の検討課題

市町村に金銭を抛出する具体的なタイミングや方法等、制度設計の詳細等については、引き続き協会、関係省庁と検討を行うこととする。

なお、中国等の使用済ペットボトルの有償による需要が引き続きあるのか、不透明であり、今後とも注視が必要である。